

令和元年度
社会福祉法人等指導監査結果報告書

福井県健康福祉部地域福祉課

目 次

第1章 指導監査の概要	1
第2章 社会福祉法人	
I 指導監査の重点事項	3
II 指導監査結果	3
1 指導監査の実施状況	3
2 文書指摘・指導事項の延べ件数	3
3 主な文書指摘・指導事項	4
第3章 社会福祉施設	
I 指導監査の重点事項	6
II 指導監査結果	6
1 指導監査の実施状況	6
2 文書指摘・指導事項の延べ件数	7
3 主な文書指摘・指導事項	8
第4章 介護保険施設等	
I 指導監査の重点事項	10
II 指導監査結果	10
1 指導監査の実施状況	10
2 是正および改善を要する事項の延べ件数	11
3 主な是正改善・指導事項	12
4 自主返還状況	20
第5章 障害福祉サービス事業者等	
I 指導監査の重点事項	22
II 指導監査結果	22
1 指導監査の実施状況	22
2 是正および改善を要する事項の延べ件数	23
3 主な是正改善・指導事項	24
4 自主返還状況	26

第1章 指導監査の概要

I 指導監査とは？

社会福祉法人や社会福祉施設については、介護保険制度の施行をはじめとした、福祉サービスにおける措置から契約制度への移行や、企業会計の考え方を取り入れた会計基準の導入などにより、専門的かつ効率的な指導監査の実施が必要となっている。

県では、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営を確保するため、関係法令や通知等に基づき、適切な助言・指導を実施することとしている。

II 指導監査の種類

種別	指導監査の根拠法	指導監査		
		通常実施分	特別実施分	
社会福祉法人	社会福祉法第56条	一般監査	特別監査	
社会福祉施設	保護施設			生活保護法第44条
	老人福祉施設(養護老人ホーム)			老人福祉法第18条
	老人福祉施設(軽費老人ホーム)			社会福祉法第70条
	身体障害者社会参加支援施設			
児童福祉施設	児童福祉法第46条 認定こども園法第19条			
介護保険施設等	介護保険法第24条、 第76条等	実地指導 集団指導	監査	
障害福祉サービス事業者等	障害者総合支援法第11条、 第48条等			

※「社会福祉施設」とは、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する施設のうち、介護保険施設等および障害福祉サービス事業者等以外の施設をいう。

III 令和元年度指導監査実施数

1 通常実施分（一般監査、実地指導）

種別	対象数	R元実施数
社会福祉法人	58	19
社会福祉施設	保護施設	1
	老人福祉施設(養護老人ホーム)	8
	老人福祉施設(軽費老人ホーム)	11
	身体障害者社会参加支援施設	1
児童福祉施設	319	319
介護保険施設等	848	236
障害福祉サービス事業者等	570	130

※「対象数」には、市所管の社会福祉法人および市町指定の施設等は含まれない。

2 通常実施分（集団指導）

例年、当該年度の現地指導における主な是正改善・指導事項について説明を行っている。

しかし、令和元年度については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を鑑み、介護保険サービス事業者向けは中止（資料のみHPに掲載）、障害福祉サービス事業者向けは延期となった。

3 特別実施分（特別監査、監査）

法人運営や施設運営に不正等があったと疑われる場合や、苦情等各種情報により、事業所等の指定基準違反等の疑いがある場合に、特別監査等を実施する。

令和元年度は、介護保険サービス事業者について1事業所に監査を実施した。

第2章 社会福祉法人

I 指導監査の重点事項

令和元年度の社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法人制度改革の内容を踏まえ、以下の項目を重点項目として実施した。

- 1) 経営組織のガバナンスの強化
- 2) 事業運営の透明性の向上
- 3) 財務規律の強化
- 4) 資産管理

II 指導監査結果

1 指導監査の実施状況

県所管法人58法人のうち19法人に対して一般監査を実施し、19法人すべてに対し文書指摘を行い、改善報告を求めた。

監査実施（法人数）		指摘状況（上段：法人数、下段：指摘件数）		
対象数	実施数	文書指摘	口頭指摘	助言
58	19	19	19	19
		207	132	108

※文書指摘…国の指導監査ガイドラインの指摘基準に該当する事項

口頭指摘…違反の程度が軽微である事項または文書指摘を行わなくても改善が見込まれる事項

助言…上記指摘基準に該当しないが、法人運営に資すると考えられる事項

2 文書指摘事項の内容別延べ件数

文書指摘事項のあった19法人について、内容別の延べ件数は次のとおりである。

指摘内容	組織運営						事業	管理					合計
	定款等	役員構成	理事会	評議員会	その他	小計		人事管理	資産管理	会計管理	その他	小計	
指摘件数	4	18	26	21	0	69	2	0	4	122	10	136	207

3 主な指導事項

文書指摘および口頭指摘事項の主な内容は、次のとおりである。

【組織運営】

①定款

- ・定款に記載されていない事業（公益事業）を実施していた。実施する事業は定款に記載するとともに、変更登記（業務の追加）を行うこと。

②役員構成等

- ・理事の選任手続において、理事のうちに含まれている必要がある「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」および「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」について、どの候補者が当該条件に該当しているか明確にした上で選任すること。
- ・評議員、理事および監事の選任するに当たっては、欠格事由や特殊関係の有無について、誓約書や履歴書等など何らかの方法により確認を行うこと。

③理事会・評議員会

- ・理事（評議員）会の欠席が継続している者については、出席義務が果たせるよう、日程調整を行う等の配慮をするとともに、実質的に出席がかなわない者がいる場合は、改選時に適任者への変更も含め検討すること。
- ・評議員会の開催については、招集通知に記載しなければならない事項（日時および場所等）を理事会で決定した上で、招集すること。
- ・評議員会における役員を選任決議について、一括して承認を得ていた。候補者ひとりひとり個別に承認を得ること。
- ・評議員会に監事の選任についての議案を提出する場合は、在任中の監事の過半数の同意を得ること。
- ・理事および監事に対する報酬等の額について定款に定めないときは、報酬等の総額を評議員会の決議により決定すること。
- ・理事会の権限の理事への委任は、理事に委任する範囲を理事会の決定により明確に定めること。
- ・理事長および業務執行理事は、定款の規定に従い、3か月に1回以上または毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上職務の執行状況を理事会に報告すること。

④その他

- ・基本財産等の財産の現況を把握し、定款や財産目録への計上漏れ等がないように、適正に管理すること。
- ・資産総額や理事長の変更登記を、法令が定める期限内に行うこと。
- ・拠点区分やサービス区分について、国の通知等の基準（特養や有料老人ホーム等

は同一種類の施設を複数経営する場合、それぞれの施設ごとに独立した拠点区分とする等) に従い、適切な区分を設定すること。

【管理】

①資産管理

- ・固定資産管理台帳は「基本財産（有形固定資産）」および「その他の固定資産（有形固定資産及び無形固定資産）」に区分し、10万円以上の資産を計上すること。

②会計管理

- ・各拠点区分に適切に会計責任者・出納職員を配置し、辞令を交付すること。また、拠点区分が複数あり、会計責任者を複数名配置している場合には、法人の経理事務に関する統括責任者として統括会計責任者を設けること。
- ・経理規程の内容が、法令、関係通知等に反している事例が認められたので、社会福祉法人制度改革を踏まえた新モデル経理規程を参考に、経理規程の改正を行うこと。
- ・小口現金払出しにおいては、払出し時に小口現金出納帳に記入し、常時、現金と帳簿残高を一致させておくこと。
- ・日々収納する現金については、現金出納帳を作成し、適正な管理を行うこと。また、経理規程で定めた日数を超過して金融機関に預け入れしている事例が認められたので、経理規程に基づいた取扱いを行うこと。
- ・財産目録は、運用上の取扱いの別紙4に従って作成すること。
- ・財産目録および貸借対照表と預金残高証明書の残高が一致していない事例が認められた。決算書の修正が必要な場合は、理事会および評議員会の承認を得て修正すること。
- ・計算書類に対する注記や附属明細書における記載金額を、計算書類の金額と一致させること。
- ・必要な附属明細書を作成していない事例が認められた。法人全体で作成する附属明細書および拠点区分で作成する附属明細書を作成し保管すること。
- ・計算書類に対する注記の「基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩」に、除却等があるにもかかわらず取崩額が記載されていない事例や、減価償却に伴う取崩額が記載されている事例が認められたため、記載すべき事項を適切に記載すること。
- ・寄附金収入について、寄附者、金額、寄附目的等を明確にし、理事長または理事長から権限移譲を受けた者による受入承認を行うこと。
- ・経理規程で定める入札すべき金額の工事・物品購入については、入札を実施すること。適切な理由により随意契約を行う場合は、その理由を記録として残すこと。
- ・法人内部における資金の貸借において、当該年度内の清算が必要なものは返済すること。

第3章 社会福祉施設

I 指導監査の重点事項

令和元年度の社会福祉施設に対する指導監査は、以下の項目を重点項目として実施した。

- 1) 適正な施設運営の確保
- 2) 利用者の処遇の充実
- 3) 利用者の人権尊重・虐待の防止
- 4) 感染症等の予防対策等への取組み強化
- 5) 防災対策の充実強化
- 6) 防犯対策の充実強化
- 7) 福祉サービスの質の向上への取組み

II 指導監査結果

1 指導監査の実施状況

331の社会福祉施設に対する一般監査を実施した。そのうち、16施設について文書指摘し、改善報告を求めた。

施設種別	指導監査の実施状況		指導監査の指摘・指導状況		
	対象数	実施数	文書指摘・文書指導あり	うち改善報告を求めたもの	文書指摘・文書指導なし
保護施設	1	1	0	0	1
老人福祉施設	19	11	10	3	1
養護老人ホーム	8	3	3	0	0
軽費老人ホーム（A型）	2	1	1	1	0
軽費老人ホーム（ケアハウス）	9	7	6	2	1
身体障害者社会参加支援施設	1	0	0	0	0
児童福祉施設	319	319	103	13	216
児童厚生施設（児童館）（民営）	48	48	5	0	43
児童厚生施設（児童館）（公営）	52	52	6	2	46
児童入所施設（児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設）（民営）	8	8	6	2	2
認可保育所（民営）	58	58	36	6	22
認可保育所（公営）	94	94	20	0	74
幼保連携型認定こども園（民営）	42	42	22	3	20
幼保連携型認定こども園（公営）	15	15	6	0	9
保育所型認定こども園（民営）	2	2	2	0	0
計	340	331	113	16	218

※文書指摘…法令や定款など重要な事項の違反で、文書による速やかな改善報告を求めるもの

文書指導…上記以外の違反で、比較的軽微なもの

2 文書指摘・指導事項の延べ件数

文書指摘・指導事項のあった113施設について、内容別延べ件数は次のとおりである。

施設種別		利用者処遇	施設運営管理	職員確保と職員処遇充実	防災対策	衛生管理	虐待防止	その他	合計
保護施設	文書指摘	0	0	0	0	0	0	0	0
	文書指導	0	0	0	0	0	0	0	0
老人福祉施設	文書指摘	0	2	0	2	0	2	0	6
	文書指導	7	15	2	7	1	4	4	40
養護老人ホーム	文書指摘	0	0	0	0	0	0	0	0
	文書指導	1	2	0	3	0	0	1	7
軽費老人ホーム（A型）	文書指摘	0	1	0	2	0	1	0	4
	文書指導	2	0	0	0	0	0	2	4
軽費老人ホーム（ケアハウス）	文書指摘	0	1	0	0	0	1	0	2
	文書指導	4	13	2	4	1	4	1	29
身体障害者社会参加支援施設	文書指摘	0	0	0	0	0	0	0	0
	文書指導	0	0	0	0	0	0	0	0
児童福祉施設	文書指摘	0	9	2	4	0	0	0	15
	文書指導	62	30	46	87	30	0	31	286
児童厚生施設（児童館） （民営）	文書指摘	0	0	0	0	0	0	0	0
	文書指導	0	0	5	0	0	0	0	5
児童厚生施設（児童館） （公営）	文書指摘	0	0	0	2	0	0	0	2
	文書指導	0	1	3	0	2	0	1	7
児童入所施設 （児童養護施設、乳児院、 母子生活支援施設）（民営）	文書指摘	0	1	0	2	0	0	0	3
	文書指導	3	0	3	5	4	0	0	15
認可保育所（民営）	文書指摘	0	6	1	0	0	0	0	7
	文書指導	27	12	15	42	17	0	13	126
認可保育所（公営）	文書指摘	0	0	0	0	0	0	0	0
	文書指導	8	5	5	14	1	0	7	40
幼保連携型認定こども園 （民営）	文書指摘	0	2	1	0	0	0	0	3
	文書指導	19	8	12	22	4	0	7	72
幼保連携型認定こども園 （公営）	文書指摘	0	0	0	0	0	0	0	0
	文書指導	2	3	3	1	0	0	1	10
保育所型認定こども園 （民営）	文書指摘	0	0	0	0	0	0	0	0
	文書指導	3	1	0	3	2	0	2	11
計	文書指摘	0	11	2	6	0	2	0	21
	文書指導	69	45	48	94	31	4	35	326

3 主な文書指摘・指導事項

文書指摘・指導事項の主な内容は、次のとおりである。

(1) 老人福祉施設

①利用者処遇

- ・サービス提供中に利用者が負傷し、検査または治療のために保険医療機関を受診した場合に、県または市町等に報告されていない。
- ・苦情解決の結果について、個人情報に関するものを除き実績を公表していない。
- ・介護職員等に対し、事故防止のための研修が年2回以上実施されていない

②施設運営管理

- ・身体的拘束等の適正化のため、指針の整備、3月に1回以上の委員会の開催、年2回以上の職員研修を実施していない。
- ・福祉サービス第三者評価の実施状況等について、入所申込者またはその家族に対する説明が行われていない。

③防犯・防災対策

- ・夜間を想定した避難訓練や、自然災害を想定した避難訓練が実施されていない。
- ・防犯対策として、安全管理責任者の選定や、防犯対応マニュアルの整備が行われていない。

④衛生管理

- ・感染対策委員会が3か月に1回以上開催されていない。

⑤虐待防止

- ・人権擁護、虐待防止等のための職員研修が実施されていない。
- ・「身体的拘束等の適正化のための指針」が整備されていない。
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が定期的開催されていない。
- ・従業者に対して、身体的拘束等の適正化のための研修が実施されていない。

2) 児童福祉施設

①利用者処遇

- ・健康診断を欠席した児童について、後日受診した結果の記録がない。
- ・健康診断の検査項目に「四肢の状態」を含めていない。
- ・午睡時のチェックを適正な間隔で実施していない。
- ・全体的な食育計画が作成されていない。
- ・満3歳未満の児童について、個別の指導計画が作成されていない。

- ・事故やヒヤリハットの記録が残されていない。
- ・救急法に関する教育（講習）が実施されていない。

②施設運営管理

- ・0歳、1歳児の乳児室・ほふく室の必要面積が基準を満たしていない。
- ・保育室や医務室等を別の用途として使用している。
- ・遊具の劣化が激しく危険な状態となっているが、安全対策がとられていない。

③職員確保と職員処遇充実

- ・早朝の児童がいる時間帯に保育士（保育教諭）が2名以上配置されていない。
- ・雇入れ時の健康診断が適正（法定期限および検査項目）に行われていない。
- ・36協定（時間外・休日労働）の締結または届出がなされていない。
- ・労務管理において変形労働時間制で運用しているが労使協定が締結されていない。

④防災・防犯対策

- ・保育園における消火訓練を月1回以上実施していない。また、その記録がない。
- ・消防法に定める消防設備の点検を実施していない。
- ・保育室など棚の上の家電製品に、転倒・落下防止対策が施されていない。
- ・避難通路に障害物が置かれているなど、緊急時の対策が不十分である。
- ・不審者対応訓練を実施していない。

⑤衛生管理

- ・保健所で毎年開催する感染症に関する研修を受講していない。
- ・医薬品について、期限切れのものがあるなど品質の管理がなされていない。
- ・土曜日の給食に対する調理職員の健康管理チェックを実施していない。
- ・最新の「保育所における感染症対策ガイドライン」を入手していない。
- ・調理担当者の検便結果を責任者が確認していない。

⑥その他

- ・教育および保育ならびに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について、自己評価が行われていない。また、その結果に基づき園の運営改善を図るための必要な措置を講じていない。

第4章 介護保険施設等

I 指導監査の重点事項

令和元年度の介護保険施設等に対する指導監査は、以下の項目を重点項目として実施した。

- 1) 運営基準等の遵守
- 2) 利用者処遇の充実
- 3) 利用者の人権尊重・虐待の防止・身体拘束禁止
- 4) 介護報酬の算定、請求
- 5) 福祉サービスの質の向上への取組み

II 指導監査結果

1 指導監査の実施状況

236事業について実地指導を実施した。そのうち、80事業について改善等の報告を求めた。

施設等種別	実施状況		是正改善・指導状況		
	対象数	実施数	是正改善・文書指導事項あり	うち改善報告を求めたもの	是正改善・文書指導事項なし
介護保険施設	85	30	30	19	0
介護老人福祉施設	49	23	23	14	0
介護老人保健施設	26	6	6	4	0
介護療養型医療施設	7	0	0	0	0
介護医療院	3	1	1	1	0
居宅サービス事業	763	206	206	61	0
訪問介護	110	25	25	11	0
訪問入浴介護	23	4	4	2	0
訪問看護	106	26	26	10	0
訪問リハビリテーション	4	2	2	0	0
通所介護	128	30	30	14	0
通所リハビリテーション	50	14	14	2	0
短期入所生活介護	149	56	56	8	0
短期入所療養介護	65	12	12	2	0
特定施設入居者生活介護	39	16	16	0	0
福祉用具貸与	45	11	11	6	0
特定福祉用具販売	44	10	10	6	0
計	848	236	236	80	0

2 是正および改善を要する事項の延べ件数

改善報告を求めた80事業について、是正および改善を要する事項の内訳件数は次のとおりである。

施設等種別	人員基準	設備基準	サービス計画の作成	内容の説明および同意	虐待防止・身体拘束禁止	運営管理	必要な事項の揭示	秘密保持対策	非常災害対策	衛生管理	変更届	介護給付費算定	その他	合計
介護保険施設	0	0	0	0	13	9	0	0	1	2	0	6	0	31
介護老人福祉施設					7	9				2		6		24
介護老人保健施設					5				1					6
介護療養型医療施設					1									1
居宅サービス事業	3	0	1	0	15	10	0	0	4	1	0	27	2	63
訪問介護					4	2						12		18
訪問入浴介護	1													1
訪問看護					1							3		4
訪問リハビリテーション														0
通所介護	1		1		1	5			2			12	1	23
通所リハビリテーション									1					1
短期入所生活介護	1				2	1			1				1	6
短期入所療養介護					1									1
特定施設入居者生活介護														0
福祉用具貸与					3	1				1				5
特定福祉用具販売					3	1								4
計	3	0	1	0	28	19	0	0	5	3	0	33	2	94

3 主な是正改善・指導事項

是正改善・指導事項のあった236事業について、主な内容は次のとおりである。

(1) 介護保険施設

①設備基準

- ・ナースコールが取り外されている居室がある。

②サービス計画の作成

- ・入所者の課題分析（アセスメント）、施設サービス計画の作成、その実施状況の把握が、介護支援専門員主導で行われていない。
- ・施設サービス計画の期間の設定が不適切である（目標期間やサービスの期間が認定有効期間を越えて設定されているなど）。
- ・計画作成に当たり、速やかにその内容を入所者またはその家族に対して説明し、同意を得ていない。

③虐待防止・身体拘束禁止

- ・緊急やむを得ず身体的拘束等を行う際に、拘束の時間帯や解除予定時期が設定されていない。
- ・緊急やむを得ず身体的拘束等を行う際に、拘束期間が長期間に設定されている。
- ・緊急やむを得ず身体的拘束等を行う際に、「切迫性」・「非代替性」・「一時性」の3つの要件を満たしているか施設全体で検討されていない。
- ・緊急やむを得ず身体的拘束等を行う際に、身体的拘束等の態様および時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由が記録されていない。
- ・「身体的拘束等の適正化のための指針」に盛り込むべき項目が盛り込まれていない（特に「指針の閲覧に関する基本方針」）。
- ・身体的拘束適正化のための従業者に対する研修を、定期的に（年2回以上）実施していない。

④運営管理

ア 運営規程、重要事項説明書等の整備

- ・運営規程、重要事項説明書等の内容が実態と異なっている。

イ 勤務体制の確保

- ・常勤・非常勤、兼務関係等が分かる従業員の日々の勤務時間を記した月ごとの勤務表が作成されていない。

ウ 事故発生時の対応

- ・「事故発生防止のための指針」が整備されておらず、事故防止検討委員会のメンバーの責務、役割分担が明記されていない。
- ・事件事例の集計、分析、防止策の検討等がされていない。

- ・介護サービス提供中に利用者が負傷し、医療機関を受診した場合に、市町等に報告していない。
- ・事故の防止策を講じた後に、その効果について評価されていない。
- ・介護職員等に対し、事故防止のための研修が年2回以上実施されていない。

エ 秘密保持

- ・従業者または従業者であった者が入所者やその家族等の秘密を漏らすことを防ぐための対策を講じていない（誓約書の徴収など）。
- ・入所者やその家族の個人情報を外部提供・共有するケースに備えた事前同意が、それぞれから得られていない。

オ 福祉サービスの質の向上への取り組み

- ・福祉サービス第三者評価の実施状況等について、入所申込者またはその家族に対する説明が行われていない。[介護老人福祉施設]

⑤非常災害・防犯対策

- ・消火器の周囲や避難経路に物が置かれており、消火器の使用や避難に支障がある。
- ・夜間を想定した避難訓練や、自然災害を想定した避難訓練が定期的に行われていない。
- ・日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制の整備が行われていない。
- ・防犯対策として、安全管理責任者の選定や、防犯対応マニュアルの整備がなされていない。

⑥衛生管理

- ・「感染症、食中毒の予防、まん延のための指針」の中に、平常時の対応、発生時の対応等の項目が盛り込まれていない。また、感染対策委員会の構成メンバーの責務および役割分担が明記されていない。
- ・健康診断の記録を確認する等により、従業者の清潔保持および健康状態について管理を行っていない。
- ・レジオネラ症対策としての浴槽水の水質検査が実施されていない。

⑦変更届

- ・変更届が必要な事項（運営規程等）について、県長寿福祉課へ届出が提出されていない。

⑧介護給付費の算定

- ・介護給付費算定の根拠となるサービスの実施記録（提供日時、具体的なサービス内容、入所者の心身の状況、担当者など）の記入漏れや記入誤りがある。
- ・各種加算の要件や趣旨に沿った計画の作成や、サービス提供および必要人員の配

置を確認できる書類、記録等が不十分である。

- ・介護職員処遇改善加算において、「初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額」を適切に算出できていない（改善の実施前と後とで比較する際の職員数が合致していないなど）。

[個別機能訓練加算]

- ・個別機能訓練を実施した際に、内容や日時等が記録されていない。

[栄養マネジメント加算]

- ・低栄養状態のリスクが高い利用者について、概ね2週間ごとのモニタリングが実施されていない。
- ・栄養ケア計画が概ね3か月ごとに見直されていない。

[経口維持加算]

- ・経口維持計画が1か月ごとに作成されていない。
- ・6か月を超えて算定する場合の1か月ごとの医師の指示が確認できない。
- ・水飲みテスト等の検査を行った際の結果が記録されていない。
- ・入所者の栄養管理のための多職種共同による食事観察等を実施した際、出席者が記録されていない。

[療養食加算]

- ・配置医師以外の医師から出された食事せんに基づいて療養食が提供されていた。

[看取り介護加算]

- ・看取りに関する職員研修が実施されていない。
- ・看取りに関する指針について、入所の際に入所者等に対して説明されていない。

[夜勤職員配置加算]

- ・基準を満たした職員数が配置されているか、暦月ごとに確認した記録がない。

[サービス提供体制強化加算]

- ・各加算の人材要件である特定職員の割合について、継続的な確認（計算）がなされていない。

⑨その他

- ・自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るような措置を講じていない。

(2) 居宅サービス事業

①各サービス共通

ア サービス計画の作成

- ・計画の作成、説明、同意および交付がサービス提供前に行われていない。
- ・計画を作成した際、当該計画を居宅介護支援事業所に提出していない。
- ・サービスの実施状況や目標の達成状況等の評価について、利用者等に説明していない。

- ・サービス担当者会議に出席した際に会議で検討した内容等を自事業所で記録していない。

イ 虐待防止

- ・利用者の人権擁護、虐待防止等のために、責任者の設置、従業者に対する人権擁護・虐待防止の研修が定期的に（年1回以上）行われていない。

ウ 運営管理

- ・運営規程、重要事項説明書等の内容が実態と異なっている（営業日、営業時間、職員の勤務体制、通常の事業の実施地域、利用料など）。
- ・運営規程や契約書等に規定するサービス提供記録の保存期間が「完結の日から5年間」となっていない。
- ・利用者と交わした重要事項説明書、契約書等に不備がある。（契約日、契約期間、利用者名の記載漏れなど）
- ・日常生活費等のサービス内容や費用の額が、運営規程、重要事項説明書に明示されていない。
- ・「その他の費用の額」を新設する際や、定員の変更を行う場合に、県に運営規程の変更を届け出していない。
- ・「その他の日常生活費」の対象となる便宜が、利用者等の自由な選択に基づくものである旨を説明していない。
- ・従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係を明確にした月ごとの勤務表を作成していない。
- ・研修を実施（に参加）した際の記録がない。また、内部研修を実施した際の参加者が少数にとどまっている。
- ・職員（一部を含む。）の資格や免許を証明する書類を備え付けていない。
- ・苦情や事故の原因、再発防止策等を検討、記録していない。
- ・サービス提供中に利用者が負傷し、医療機関で受診した場合に、行政機関（市町等）に報告されていない。
- ・苦情処理の仕組みとして、第三者委員が設置されていない。

エ 秘密保持

- ・サービス担当者会議等で利用者の家族の情報をを用いる場合に備えて、あらかじめ家族から個人情報提供に係る同意を得ていない。

オ 福祉サービスの質の向上への取組み

- ・福祉サービス第三者評価について、利用申込者等に対して、その実施状況等を記した文書で説明を行っていない。また、これに対する同意を得ていない。（対象事業：訪問介護、通所介護、短期入所生活介護）

カ 非常災害・防犯対策

- ・年に2回以上、避難訓練を実施していない。また、夜間を想定した訓練を年に1回以上実施していない。
- ・火災だけでなく、水害や土砂災害、地震等に対処するための非常災害対策計画

を整備していない。

- ・水害や土砂災害、地震等の自然災害に備えた避難・救出訓練を定期的に（年1回以上）実施していない。
- ・日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制の整備が行われていない。
- ・防犯対策として、安全管理責任者の選定や、防犯対応マニュアルの整備、不審者対応訓練などの措置を講じていない。

キ 衛生管理

- ・レジオネラ症対策としての浴槽水の水質検査を、年1回以上実施していない。

ク 介護給付費の算定

- ・介護給付費算定の根拠となるサービスの実施記録（提供日時、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況、担当者など）の記入漏れや記入誤りがある。
- ・各種加算の要件や趣旨に沿った計画の作成や、サービス提供および必要人員の配置を確認できる書類、記録等が不十分である。
- ・介護職員処遇改善加算において、「初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額」を適切に算出できていない（改善の実施前と後とで比較する際の職員数が合致していないなど）。

ケ その他

- ・自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るような措置を講じていない。

②訪問介護

ア 人員基準

- ・常勤のサービス提供責任者が配置されていない。

イ サービス計画の作成

- ・訪問介護計画にて、担当する訪問介護員等の氏名、サービスの具体的内容、所要時間、日程等が明らかになっていない。
- ・居宅介護支援事業所から最新の居宅サービス計画を受け取っておらず、当該計画に沿った訪問介護計画を作成していない。

ウ 運営管理

- ・重要事項説明書等に記載される苦情受付窓口は、通常の実施地域となっている市町の役場（介護保険担当課）の連絡先が明記されていない。
- ・サービスを提供した際に、具体的なサービス内容の記載はあるが、利用者の心身の状況に関する記載がない。

エ 介護給付費の算定

[特定事業所加算]

- ・介護福祉士等の占める割合が要件を満たしているかどうかを、加算の届出時以降、継続的に確認していない。

- ・訪問介護員等ごとに個別具体的な研修計画が作成されていない。または、研修が実施されていない。
- ・定期的に開催する「利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達または技術指導を目的とした会議」を欠席した訪問介護員等に対して、個別に説明を行っていない。
- ・サービスの提供に当たり、サービス提供責任者が訪問介護員等に対し、担当する利用者に関する情報やサービス提供上の留意事項を、文書等の確実な方法により伝達していない。また、サービス提供後に訪問介護員等からサービス提供責任者に報告が行われた際の記録（文書等）がない。

[緊急時訪問介護加算]

- ・緊急時訪問介護を行った場合に、要請のあった時間や要請の内容、サービス提供時刻、加算算定対象である旨を記録していない。

③訪問看護

ア 介護給付費の算定

- ・訪問看護の提供に際して、主治医の指示書を確認していない。

[早朝・夜間、深夜加算]

- ・特別管理加算を算定する者に対する緊急時訪問の早朝・夜間、深夜加算は1月以内の2回目以降しか算定できないが、1回目の緊急時訪問で算定している。

[サービス提供体制強化加算]

- ・看護職員以外の理学療法士や作業療法士等に対して、加算要件を満たす取組みを講じていない。
- ・看護師ごとに個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修計画が作成されていない。
- ・「利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は看護師等の技術指導を目的とした会議」の開催が、定期的に（おおむね1月に1回以上）開催されていない。

④通所介護・通所リハビリテーション

ア 人員基準

- ・提供日ごとに、必要な職種（生活相談員、看護職員、介護職員）が必要な時間配置されていない。
- ・利用定員を超えてサービスの提供を行っている日がある。

イ サービス計画の作成

- ・通所介護計画に所要時間や送迎の有無が位置付けられていない。
- ・屋外でサービスを提供する場合に、あらかじめ通所介護計画に位置付けられていない。

ウ 運営管理

- ・重要事項説明書や掲示における苦情の受付窓口の中に、通常の事業の実施地域である各市町役場担当課の連絡先（電話番号）が網羅されていない。

エ 介護給付費の算定

[個別機能訓練加算]

- ・個別機能訓練加算（Ⅰ）において、常勤専従の機能訓練指導員がサービス提供時間帯を通じて配置されていない日にも加算を算定している。
- ・実施記録に実施時間、訓練内容、担当者等の記載がない。
- ・個別訓練計画が多職種で作成されたことが、書類上明確でない。
- ・3か月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、居宅での生活状況を確認していない。また、アセスメントを行う際の確認項目に関して、国が示したチェックシート項目よりも少なくなっている。
- ・個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る機能訓練が、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標となっていない。

[中重度ケア体制加算]・[認知症加算]

- ・算定上求められる看護・介護職員の追加配置員数（常勤換算方法で2以上）に関して、正しい計算法や数値が用いられていない。
- ・サービス提供時間帯を通じて看護職員が1名以上配置されていない日にも加算を算定している。（中重度ケア体制加算）

[サービス提供体制強化加算]

- ・介護福祉士や勤続3年以上の職員の占める割合が要件を満たしているかどうかを、加算の届出時以降、継続的に確認していない。

[リハビリテーションマネジメント加算]

- ・医師が3か月以上の継続が必要と判断する場合に、計画書にその理由や、その他サービスの併用と移行の見通しを記載していない。

[リハビリテーション提供体制加算]

- ・常時配置されている理学療法士等の合計数について、利用者数に応じて必要数以上確保されていることが、勤務表などで明確となっていない。

⑤短期入所生活介護・短期入所療養介護

※介護保険施設と共通の事項はP12～P14に記載

ア 運営管理

- ・概ね4日以上連続して利用することが予定されている利用者について、短期入所生活介護計画を作成していない。
- ・利用者による病院受診等の外出時に、介護保険外サービスとして、有償の送迎を行っていた。
- ・利用者から一律に、レンタル寝具（シーツ）代を毎日徴収していた。

イ 介護給付費等の算定

[看護体制加算（Ⅰ）]（短期入所生活介護）

- ・併設事業所における看護体制加算を算定する場合、本体施設における看護師の配置とは別に常勤で1名以上の看護師を配置する必要があるが、配置されていない。

[療養食加算]

- ・食事せんが短期入所サービスの利用ごとに発行されていない。

[サービス提供体制強化加算]

- ・介護福祉士や常勤職員などの占める割合が要件を満たしているかどうかを、加算の届出時以降、継続的に確認していない。

⑥特定施設入居者生活介護

ア 介護給付費等の算定

[サービス提供体制強化加算]

- ・介護福祉士や常勤職員などの占める割合が要件を満たしているかどうかを、加算の届出時以降、継続的に確認していない。

⑦福祉用具貸与・福祉用具販売

ア 運営管理

- ・福祉用具専門相談員の資質向上を目的とした研修の機会が確保されていない。

イ 衛生管理

- ・福祉用具の保管・消毒業務の受託事業者に対して、業務の実施状況の定期的な確認がなされていない。また、その記録がない。

ウ サービス計画の作成

- ・福祉用具貸与と特定福祉用具販売の利用がある場合に、計画を一体のものとして作成されていない。

エ その他

- ・貸与に当たり、利用者等に、目録等の文書で当該用具の全国平均貸与価格情報を提供していない。また、同一種目における機能または価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を提供していない。

4 自主返還状況

実地指導における指摘によって、事業者が行った介護報酬等の自主返還の概要は次のとおりである。

(1) 自主返還の件数・金額

11件 1,325,120円（令和2年5月末時点の確定分）

(2) 自主返還の内容

事業種別	自主返還の内容
訪問介護	〔基本報酬〕 利用者に対する請求金額について、計算ミスによる過誤請求があった。
訪問介護	〔特定事業所加算（Ⅲ）〕 前年度または算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4および5である者、日常生活自立度のランクⅢ、ⅣまたはMに該当する者ならびにたんの吸引等の行為を必要とする者の占める割合が100分の20以上であるところ、所定の割合を下回っているにも関わらず算定していた。
訪問看護	〔緊急時訪問看護加算（早朝・夜間・深夜加算）〕 特別管理加算を算定する状態の者に対する緊急時訪問の早朝・夜間深夜加算については1月以内の2回目以降しか算定できないが、1回目の緊急時訪問で算定していた。
通所介護	〔基本報酬〕 看護職員の配置について、人員基準上満たすべき員数を下回っているにも関わらず、介護給付費の減算が行われていなかった。 〔サービス提供体制強化加算〕 人員基準欠如に該当している期間についても算定していた。
通所介護	〔中重度者ケア体制加算〕 通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置した日に限り算定することができるが、看護職員が休暇を取るなど時間帯を通じて配置されていない日についても算定されていた。 通所介護事業所ごとに置くべき看護職員または介護職員の員数に加え、常勤換算方法で2以上確保する必要があるが、その確認を見落としていた。
通所介護	〔個別機能訓練加算（Ⅰ）〕 常勤専従の機能訓練指導員がサービス提供時間帯を通じて従事する必要があるが、この時間帯において併設する短期入所生活介護における機能訓練指導員との兼務が行われている日にも誤って算定していた。
通所介護	〔基本報酬〕 定員超過を管理する責任の所在が曖昧なまま長時間利用者数の抑止が働かない状態で運営が継続されていた可能性があった。

事業種別	自主返還の内容
短期入所生活介護	<p>[利用料等の受領]</p> <p>シーツの費用は介護報酬に含まれているにも関わらず、「シーツ代」を利用者から一律に徴収していた。</p>
介護老人福祉施設	<p>[看取り介護加算]</p> <p>看取り介護加算の算定は、看取りに関する計画を家族等が同意している者に対して、看取り介護を行った日から算定することになっているが、当該計画の同意を得られていない日についても算定していた。</p>
介護老人福祉施設	<p>[入院または外泊時の取り扱い]</p> <p>入所者の外泊期間中の費用の算定にあたり、外泊期間中の当該入所者の空きベッドを短期入所生活介護に使用した場合にも算定していた。</p>
介護老人福祉施設	<p>[療養食加算]</p> <p>腎臓病食に準じて取り扱うことができる心臓疾患等の減塩食について、総量 6.0g 未満となっていないにも関わらず算定していた。</p>

第5章 障害福祉サービス事業者等

I 指導監査の重点事項

令和元年度の障害福祉サービス事業者等（障害児入所施設設置者、障害児通所支援事業者を含む。）に対する指導監査は、以下の項目を重点項目として実施した。

- 1) 運営基準等の遵守
- 2) 利用者処遇の充実
- 3) 利用者の人権尊重・虐待の防止・身体拘束禁止
- 4) 障害福祉サービス給付費の算定
- 5) 福祉サービスの質の向上への取組

II 指導監査結果

1 指導監査の実施状況

130事業について実地指導を実施した。そのうち、20事業について、改善報告を求めた。

事業等種別	実施状況		是正改善・文書指導状況		
	対象数	実施数	是正改善・文書指導事項あり うち改善報告を求めたもの	是正改善・文書指導事項なし	
障害者支援施設	18	5	3	0	2
障害福祉サービス事業	449	91	65	14	26
居宅介護	72	9	8	2	1
重度訪問介護	61	7	2	0	5
同行援護	20	1	1	1	0
行動援護	16	0	0	0	0
生活介護	51	12	6	1	6
短期入所	30	6	1	0	5
共同生活援助	70	15	12	3	3
自立訓練	6	3	2	1	1
就労移行支援	20	8	8	0	0
就労継続支援A型	43	11	9	3	2
就労継続支援B型	57	18	15	3	3
就労定着支援	1	1	1	0	0
療養介護	2	0	0	0	0
相談支援事業	38	12	2	0	10
地域移行支援	20	7	1	0	6
地域定着支援	18	5	1	0	4
障害児通所支援事業	61	20	15	6	5
児童発達支援	17	6	4	1	2
放課後等デイサービス	37	10	9	3	1
保育所等訪問支援	6	3	1	1	2
居宅訪問型児童発達支援	1	1	1	1	0
障害児入所施設	4	2	2	0	0
福祉型障害児入所施設	1	1	1	0	0
医療型障害児入所施設	3	1	1	0	0
計	570	130	87	20	43

2 是正および改善を要する事項の延べ件数

改善報告を求めた20事業について、是正および改善を要する事項の内訳件数は次のとおりである。

事業等種別	人員基準	設備基準	サービス計画の作成	内容の説明および同意	虐待防止・身体拘束禁止	運営管理	必要な事項の揭示	秘密保持対策	非常災害対策	衛生管理	変更届	給付費の算定	その他	合計
障害者支援施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害福祉サービス事業	2	0	0	0	2	0	0	0	7	0	0	4	0	15
居宅介護	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
重度訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同行援護	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
行動援護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
短期入所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3
自立訓練	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
就労移行支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就労継続支援A型	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	3
就労継続支援B型	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	1	0	4
就労定着支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
療養介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相談支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域移行支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害児通所支援事業	1	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0	2	0	9
児童発達支援	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
放課後等デイサービス	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	6
保育所等訪問支援	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
障害児入所施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉型障害児入所施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療型障害児入所施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	3	0	1	0	7	0	0	0	7	0	0	6	0	24

3 主な是正改善・指導事項

是正改善・指導事項のあった87事業について、主な内容は次のとおりである。

(1) 人員基準

- ・児童発達支援管理責任者が不在となっている状態が継続している。
- ・サービス管理責任者等が、急病や退職で長時間勤務できないおそれがあったが県に報告していない。

(2) サービス計画の作成

- ・個別支援計画の見直しがされていない。また、定期的に行われていない。
- ・個別支援計画の作成において、複数職員の意見が取り入れられていない。
- ・モニタリング（継続的なアセスメント含む。）が定期的には実施されていない。また、結果の記録がない。

(3) 虐待防止・身体拘束禁止

- ・運営規程、重要事項説明書、利用契約書に虐待防止に関する事項が定められていない。
- ・人権擁護、虐待防止等のための必要な体制（責任者、指針）が、整備されていない。
- ・従業員に対して、人権擁護、虐待防止等に関する研修を実施していない。

(4) 内容・手続きの説明および同意

- ・個別支援計画を利用者またはその家族に交付、説明していない。
- ・利用者の食事代等を給与（賃金）から控除して徴収しているが、書面にて同意を得ていない。

(5) 運営管理

①運営規程、重要事項説明書等の整備

- ・運営規程および重要事項説明書の内容が実態と合っていない。また、一部整合性がとれていない。
- ・重要事項説明書に、利用料金の内訳および各費目の用途が明記されていない。
- ・「共通経費」として定めている項目について、実費の算定方法が明確でない。
- ・虐待防止に関する事項を定めていない。

②給付費の額の通知

- ・利用者に対し、市町から支給された給付費の額を通知していない。

③研修体制の確保

- ・従業員に研修の機会を確保していない。また、研修の記録が残されていない。

④勤務管理

- ・従業員の就労時間が明確に定められていない。
- ・非常勤職員に対する労働条件が書面で交付されていない

⑤防犯対策

- ・防犯対策のための安全管理責任者の指定、防犯対策マニュアル（不審者対応等）の作成など安全管理体制が整備されていない。
- ・不審者対策の研修、不審者の侵入を想定した訓練が行われていない。

⑥その他

- ・受給者証にサービス提供に関する必要事項の記載がない。
- ・共同生活援助（外部サービス利用型）事業所において、指定居宅介護事業者との業務委託契約を締結していない。

（６）必要な事項の掲示

- ・事業所の見やすい場所に、運営規程の概要や重要事項が掲示されていない。また最新のものに更新されていない。

（７）非常災害対策

- ・定期的な避難訓練および消火訓練が行われていない。また、その記録がない。
- ・利用者の作業場や避難経路に避難時の妨げとなる障害物が置かれている。
- ・消防設備の点検を実施していない。
- ・施設内の高所に物が置かれているが、落下防止策がとられていない。

（８）変更届

- ・法令遵守責任者が退職していたにもかかわらず、新しい責任者の選任届を報告していない。

（９）給付費の算定

[居宅介護サービス費]（居宅介護）

- ・居宅介護に要する標準的な時間で所定単位数を計算していない。

[就労継続支援A型サービス費]（就労継続支援A型）

- ・報酬単位の区分は、前年度における利用者の1日の平均労働時間数に応じて決定されるが、労働時間に含まれない休憩時間等を含め計算している。

[個別支援計画未作成減算]（放課後等デイサービス）

- ・児童発達支援管理責任者の不在期間が生じ減算すべき月が発生していたが、減算を適用していない。

- [欠席時対応加算] (生活介護、自立訓練、放課後等デイサービス)
- ・当該利用者の状況、相談援助の内容等に関する具体的な記録がない。

- [施設外就労加算] (就労継続支援B型)
- ・施設外就労先との契約が請負の内容となっていない。

4 自主返還状況

実地指導における指摘によって、事業者が行った介護給付費、訓練等給付費等の自主返還の概要は次のとおりである。

(1) 自主返還の件数・金額

2件 1, 897, 340円 (令和2年5月末時点の確定分)

(2) 自主返還の内容

事業種別	自主返還の内容
生活介護	[欠席時対応加算] 利用者があらかじめ利用を予定していた日に、急病等により利用を中止した場合において、介護従事者が利用者またはその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に算定されるものであるが、欠席連絡時の相談援助の実施状況および記録が確認できなかった。
自立訓練	[欠席時対応加算] ※生活介護の内容参照
就労継続支援A型	[基本報酬] 利用定員および県に届け出た1日の平均労働時間数に応じ、1日につき所定単位数を算定するものであるが、労働時間に含まれない休憩時間等を含めた平均施設利用時間で算定していた。
就労継続支援B型	[施設外就労加算] 施設外就労の実施にあたっては、施設外就労先との契約は請負契約にて締結する必要があるが、就労先との契約内容と取引の実態を確認した結果、請負契約とはみなせず、施設外就労の要件を満たしていなかった。
放課後等デイサービス	[児童発達支援管理責任者欠如減算] 児童発達支援管理責任者が不在である期間が生じていたが、減算(その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間)していなかった。 [個別支援計画未作成減算] 児童発達支援管理責任者が不在である期間が生じていたが、減算(当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間)していなかった。 [欠席時対応加算] ※生活介護の内容参照